

## 養育医療給付を申請される方へ

「養育医療給付事業」は、未熟児で、入院養育が必要であると医師が認めた場合に、医療費の一部を公費で負担するものです。

### 1 申請できる期間

この給付は、入院しているお子さんに対するものですので、お子さんが退院する前に申請してください。退院後の申請は、受付できません。

### 2 必要なもの

ア 養育医療給付申請書・世帯調書（申請書の表裏です）

イ 養育医療意見書（指定医療機関の担当医師が作成したもの）

ウ 階層区分の認定に必要な世帯全員（おじ・おば除く）の所得税等の証明書類

\* 給与所得のみ、年金受給のみで確定申告をしない方

⇒前年の源泉徴収票（給与…勤務先、年金…年金事務所から交付）

\* 確定申告をされた方（医療費控除、住宅控除等を含む）

⇒前年の「納税証明書(その1)」（税務署で交付、前年の税額が確定する以前は前々年の証明）

及び 確定申告書の控え

\* 所得税が「0円」である方

⇒上記の証明書類とあわせて、市町村民税の所得・課税証明書 または 徴収税額通知書

（市役所・役場で交付、申請時点で交付される最新の証明）もしくは証明願(様式5)でも可

\* 生活保護を受けている方 ⇒ 生活保護受給証明書（市役所・役場で交付）

エ 保険証

オ 印鑑

### 3 養育医療券

申請後、保健所から「養育医療券」が郵送されましたら、医療機関へ提示してください。

養育医療券の有効期間は、医療開始の日から3か月程度を目途としています。養育医療券の有効期間後も引き続き養育医療が必要な場合は、保健所で継続の手続きをとってください。手続きには、2の書類等が必要です。

養育医療券に記載されている事項に変更があった場合も、同様に手続きをとってください。

### 4 自己負担金

養育医療券に記載されている所得階層区分がD09からD15まで（世帯の年間所得税額が1,467,001円以上）の方は、自己負担金が生じます。該当する方には、保健所から「納入通知書」をお送りしますので、金融機関から振り込んでください。納入通知書の発行までには、退院後3か月程度かかります。

この自己負担金は、お住まいの市町の子ども医療費に請求することができます。子ども医療費について詳しいことは、お住まいの市役所・町役場にお問い合わせください。

### 注意

- 1 養育医療給付は、厚生労働省又は都道府県が指定した、指定養育医療機関でなければ利用できません。
- 2 養育医療の公費負担には、食事療養費（ミルク代）が含まれます。
- 3 通院は、対象になりません。